

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 規 定：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業車の指定
原権者(委任者)：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令 第14条の3 (道路維持作業車の要件)
審 査 基 準：
標準処理期間：7日 (うち経由機関3日、行政庁の休日は含まない)
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課(係)の窓口に提出してください。 076
問い合わせ先：交通部交通企画課 企画係 (電話 ² 62-1161内線2607)
備 考：